

登場  
ページ

07

ページ

10

ページ

16

ページ

## 今週の専門用語



### 住宅取得等資金の非課税限度額

平成23年中の住宅取得等資金の贈与税の非課税限度額は1,000万円。暦年課税の基礎控除と併用した場合は1,110万円、相続時精算課税制度と併用した場合は3,500万円となる。なお、平成21年分あるいは平成22年分で旧非課税制度の適用を受けた場合には、現行の非課税制度は適用できない。また、平成22年分で現行の非課税制度を受け、平成23年中も同制度を適用する場合には、1,500万円から平成22年分の適用額を控除した金額が非課税限度額となる。

### 復興債の償還期間

東日本大震災復興基本法8条は、復興債の発行等について、東日本大震災からの復興に必要な資金を確保するため、公債（復興債）を発行するものとし（1項）、復興債については、その他の公債と区分して管理するとともに、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとする（2項）と規定している。政府は当初、復興債の償還期間は5年を基本とする方針だったが、「復興基本方針」では、「集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する」とされた。

### 持株会社の売上高の対連結比率

インサイダー取引規制ワーキング・グループの第2回会議では、①独禁法上の持株会社27社、②放送法上の認定放送持株会社3社、③その他4社の計34社について事務局から「単体と連結での財務規模の比較」が示された。これにより①の27社で比較した場合、持株会社グループの連結の売上高に対し持株会社単体の売上高が占める比率は0.11%～14.63%の間に分布するが、3%以下が15社と過半を占め、5%以下では23社（85.2%）に上る現状がある。

From  
編集室

◆政治が停滞している。ニュースでもお伝えしているとおり、復興の基本方針が7月29日に決定したものの、身内である与党民主党からの強い反発を受け、政府原案からはかなり後退したものとなっている。◆8月から政府税制調査会での検討が始まるが、身内からの反対に加え、仮に法案になったとしても、与野党逆転のねじれ国会にあっては、実現されるかどうかは定かではない。◆企業会計分野でも政治的なパフォーマンスともいえる大臣発言で実質的な議論が停滞。国際会計基準を導入するのか否か。国際的にも国内的にも影響の大きな問題だけに賛成派、反対派揃い踏みでの腰を落着けた議論を期待したい。（MIN）

週刊T&A master 第414号

2011年8月8日発行（毎週月曜発行）

【編集人】 南館茂雄

【発行人】 村田幸雄

【発行所】 株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】 新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】 販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp